

核酸アナログ製剤治療費助成の更新手続きについて

平成28年5月9日
千葉県健康福祉部疾病対策課

核酸アナログ製剤による治療費助成の更新手続きについては、受給者証の交付時にお知らせをしています。

この度、更新用の診断書の取扱いについて、平成28年5月から以下のとおり変更しますのでお知らせします。

なお、更新手続きは、有効期間満了の4か月前から1か月前までに行われるようお願いいたします。
(※有効期間を過ぎてからの申請は新規申請扱いとなりますのでご注意ください。)

1. 更新手続きに必要な書類

- (1) 肝炎治療受給者証交付申請書 (様式 1)
- (2) 核酸アナログ製剤治療に係る更新用の診断書 (様式 2-4) 又は、
直近の認定・更新時以降に行われた検査内容・治療内容が分かる資料
- (3) 世帯全員の住民票
- (4) 世帯全員の市町村民税の課税年額を証する書類
(課税証明書や市町村が通知する市町村民税の決定通知書)
- (5) 被保険者証
- (6) 千葉県肝炎治療受給者証の写し

2. 変更点について

(1) 更新用の診断書 (様式 2-4) の記載条件を緩和しました。

これまで規定していた、診断書の有効期間 (3 カ月以内) を削除し、診断書に記載する検査結果は「直近の認定・更新時以降」で可能とします。なお、旧様式での提出でも構いません。

(2) 更新用の診断書 (様式 2-4) に代わり、「直近の認定・更新時以降に行われた検査内容・治療内容が分かる資料」の提出でも可とします。

更新用の診断書に代える場合、直近の認定・更新時以降の以下ア. 及びイ. が記された書類 (検査・治療を受けた者の氏名、受診日及び実施機関が分かるもの) を提出してください。

ア. 検査内容が分かる資料 (①～③のすべて)

① B型肝炎ウイルスマーカー

HBs 抗原、HBe 抗原、HBe 抗体

HBV - DNA 定量

② 血液検査

AST (GOT)、ALT (GPT)、血小板数

③ 画像診断及び肝生検などの所見

【例】 検査結果報告書の写し、健診・人間ドックの結果の写し 等

(検査日の異なる複数枚を組み合わせても構いません。)

イ. 治療薬剤名が分かる資料 (医療機関、処方医、核酸アナログ製剤投与歴が分かるもの)

【例】 薬局から発行される薬剤情報提供書 (写)、お薬手帳に貼付されるシール (写) 等